

平成29年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成29年3月3日 午前10時00分 開会  
午後 3時48分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明	総務部長	安川誠
企画部長	米井英規	市民生活部長	巽重人
都市整備部長	土谷宏巖	都市整備部理事	木村喜哉
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事	岡幸子	教育部長	吉村孝博
教育委員会理事	和田正彦	上下水道部理事	西口昌治
会計管理者	下村喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	山岡晋		

6. 会議録署名議員 6番 岡本吉司 10番 吉村優子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 議第4号 葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 議第5号 相互救済事業の委託について
- 日程第7 議第6号 葛城市個人情報保護条例等の一部を改正することについて
- 日程第8 議第7号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第8号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第9号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第10号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第11号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第12号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について
- 日程第14 議第13号 工事請負契約の締結について（新庄クリーンセンター解体工事）
- 日程第15 議第14号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第16 議第15号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第17 議第16号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第18 議第17号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第18号 平成28年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第19号 平成29年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第21 議第20号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第21号 平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第22号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第23号 平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第24号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第25号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第26号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

日程第28 議第27号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

日程第29 議第28号 平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決について

追加日程第1 議第13号 工事請負契約の締結について(新庄クリーンセンター解体工事)

開 会 午前10時00分

**西井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成29年第1回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の平成29年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成29年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、平成29年度予算を初め、多くの重要議案が提出されているわけですが、どうか皆さんの格段のご協力により、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出案件は、議事日程記載の日程第4から日程第29までの26議案であります。議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

2番、内野悦子君。

**内野議会改革特別委員長** 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成29年2月28日に開催し、所管事項について慎重に審査をいたしております。

委員会では、1月10日から2月10日にかけて実施をいたしましたパブリックコメントにおいて市民の皆様からいただいたご意見について、2月21日に条例素案作成部会を開催し、協議いただいた結果、議会基本条例案の一部を修正することになりましたので、その内容について説明をさせていただき、委員各位の了解をいただきました。

また、市民の皆様に対しまして実施をいたします葛城市議会基本条例の内容についての説明会の開催時期等につきましては、まず、議会改革特別委員会、正副委員長で協議をさせていただくこととなりました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催をいたしました審査状況について報告といたします。

以上でございます。

**西井議長** 閉会中に開催されました委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております5件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第1回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が1件、報告案件が1件、条例改正や工事請負契約の締結を初め、一般会計及び特別会計におけます平成28年度補正予算並びに平成29年度当初予算等24議案、合計26件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその都度内容をご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様よりご信任を賜り、葛城市政を担わせていただきまして早4カ月余りが経過いたしました。また、本年1月には副市長の選任もいただいたところでございます。市民第一の市政実現に向け、我々理事者以下、職員全員が一丸となって、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいり決意でございます。平成29年度の施政方針におきまして、市長として私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**西井議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、岡本吉司君、10番、吉村優子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告をお願いいたします。

14番、西川弥三郎君。

**西川弥三郎議会運営委員長** おはようございます。平成29年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月22日午前10時より議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成29年度の施政方針がございまして。

次に、日程第4、議第4号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後に質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。なお、人事案件については、議案の朗読を行います。

次に、日程第5、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第6、議第5号議案につきましては、相互救済事業の委託についてござい

す。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し審査を願います。

次に、日程第7、議第6号から日程第12、議第11号までの条例の一部改正6議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査を願います。総務建設常任委員会には議第6号、議第7号、議第8号及び議第9号の4議案を、厚生文教常任委員会には議第10号及び議第11号の2議案をそれぞれ付託し審査願います。

次に、日程第13、議第12号、組合規約の変更につきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第14、議第13号、工事請負契約の締結につきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し審査を願います。なお、本議案につきましては、緊急に議決を必要とすることから、本日全ての議案が上程された後に本会議を休憩し、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、本議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず、本議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決まで行います。

次に、日程第15、議第14号から日程第19、議第18号までの平成28年度各会計補正予算5議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し審査を願います。総務建設常任委員会には議第14号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第14号の関係部分及び議第15号、議第16号、議第17号並びに議第18号の5議案をそれぞれ付託し審査を願います。

次に、日程第20、議第19号から日程第29、議第28号までの新年度予算10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名とし、委員は各常任委員会より4名ずつ選出願います。

そして最後に、先ほど申し上げました議第13号、工事請負契約の締結についてを採決し、1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月3日から24日までの22日間とし、7日午前10時より本会議、一般質問を行い、8日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。9日午前9時30分より総務建設常任委員会、10日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査について審査をお願いいたします。13日、14日は午前9時30分から、15日、16日は午後1時より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。17日、21日、22日、23日は予備日とし、24日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各常任委員会における調査事項について、審査状況を各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり5件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め、1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**西井議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日3日から24日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日3日から24日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成29年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

**阿古市長** 本日、平成29年第1回葛城市議会定例会の開催に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、新年度の当初予算案を初め、重要案件のご審議をお願いするわけでございますが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べさせていただき、議員の皆様を初め、市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

私は、先般の市長選挙におきまして市民の皆様のご信任を賜り、葛城市政を担わせていただくことになりました。この上ない光栄でありますとともに、課せられた使命と責任の重さに身の引き締まる思いでございます。これから葛城市長として市民の皆様への負託に応え、葛城市の発展のために誠心誠意努力を重ねてまいる覚悟でございます。

今、葛城市には、早急に対応しなければ将来に禍根を残す大きな課題が山積みしております。私は、市民の皆様との対話を大切にしながら、マニフェストに掲げております、「市政をオープンにし、財政の健全化を図ります」、「税金の無駄遣いをストップします」、「福祉、医療、子育ての環境整備を優先します」、「市長報酬を半額にし、市長みずからが身を切る改

革を実行します」、「党派を超えて、市民のための市民党政治を目指します」を改めてここにお約束いたしますとともに、課題解決に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、昨今の社会情勢でございますが、国におきましては平成29年度予算編成の基本方針として、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる、一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス、新3本の矢に沿った諸施策が推し進められているところであり、予算編成に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する一方、地方においても国の取り組みと基調をあわせ、見直しを進めるとする旨の閣議決定が、昨年1月1日になされたところでございます。

本市における平成27年度の一般会計決算でございますが、市税全体につきましては前年度比約5,000万円の減収となり、普通交付税につきましては合併特例措置の段階的縮減により、合併算定替による交付額から約4,800万円の減額となったところでございます。

財政の健全化を示す指標につきましては、いわゆる財政構造の弾力性を示す経常収支比率が社会保障関係経費となる扶助費の増等により、前年度比2.2ポイント増加し90.6%となり、今後、財政の硬直化が進まないよう、経常経費のより一層の節減に取り組んでいかなければならない状況でございます。今後、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収が見込めない限り、市税、普通交付税を柱とした本市の一般財源総額の大幅な伸びは期待できず、事業の構築に当たりましては国・県の補助のみに限らず、財源確保に向けられたあらゆる方策を検討する必要があると考えるところでございます。

一方、歳出面では、新市建設事業は終盤を迎えておりますが、高い高齢化率を反映して、医療費や介護など、高齢化施策に要する経費の増加が見込まれております。また、公共施設の老朽化に伴う維持補修等に係る経費が増大すると予想され、今後の行政サービスのあり方を踏まえた上で、規模の最適化や機能の複合化等の検討も行っていく必要があるところでございます。より安定的な財政運営を行う上においては、国民健康保険の広域化や一般会計から各特別会計への繰出金等々、不透明な要素が多々あるわけでございますが、更なる財源の確保に努めながら、事業の必要性や規模を見直し、身の丈に合った財政規模への抑制を図っていくことが最重要であり、本年秋をめどに、財政計画をお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

市民の皆様のご信任を賜り、1期目の市政運営を担わせていただいております中で、市民第一という強い思いのもと、福祉、医療、子育て等の環境整備を優先しながら将来を見据えた計画的な市政運営に取り組み、一方では、行政効果の見出せない事業等については削減する方向で、新年度の初めての予算編成を進めてまいりました。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきましてご説明申し上げます。

1、調和、共助多種多様な価値観が共存するまち。

①、市民みんなが活躍できる社会の構築。

在宅医療・介護連携推進事業。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅医療を行う医療機関や介護サービス事業者等の連携を推進

してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態等の高齢者の自立促進や重度化予防の推進を図ってまいります。また、介護予防給付事業のうち、訪問介護、通所介護事業につきましては、介護事業所による既存のサービスに加えまして、ボランティアの皆様のお力添えをいただき、地域の実情に応じた多様なサービスの提供に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実。障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした、平成30年度から平成32年度までの第5期障がい福祉計画、並びに、障がい児通所支援等の提供体制及びその円滑な実施を確保することを目的とした障がい児福祉計画を策定いたします。両計画の策定につきましては、アンケート調査などによりニーズの発掘を行い、きめ細かな計画策定に努めてまいります。また、平成28年度から、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律や、奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が施行されたことに伴い、障がい者がその障がいを理由に差別されることがないように社会的障壁を除去し、更なる合理的な配慮に努めてまいります。あわせて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援すべく、関係機関と密に連携し、適切なサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

女性が積極的に社会進出できる社会づくり。女性も男性も、ともにその個性と能力を十分に発揮できることができる社会に向け、その取り組みの一環として、毎年パネル展示や男女共同参画セミナーを開催し、男女共同参画の意識の向上を図ってまいります。ワークライフバランスに向けた事業として、ハローワークとの連携による子育て女性職業相談を年に2回実施いたします。また、男性が育児を行うための知識や心構えを身につけるため、パパ流初めての育児講座を開催してまいります。さらに、昨今の女性が抱える相談内容の多様化に伴い、新年度からフェミニストカウンセラーによるフェミニストカウンセリングを毎月1回実施し、引き続き男女がともに責任を担う社会を形成するための事業を推進してまいります。

生活困窮者等への支援。生活困窮者等の相談に対応するとともに、各関係機関のネットワーク等により、当該生活困窮者等が抱える課題を把握いたします。その上で、置かれている状況や本人の意思を十分に確認しながら、個々人の状況にあった支援計画の作成等を行い、ハローワーク等、関係機関と連携を含めた支援を包括的に行ってまいります。また、支援が始まった後も、それらの効果を評価、確認しながら、本人の自立まで継続的に支えてまいります。

合同企業説明会。就業支援策といたしまして、働きたい人が働けるまちづくりを実現するために、企業、事業所と求職者とのマッチングの場を創出することを目的に、合同企業説明会を開催いたします。求職者に対して各企業の担当者が企業情報や業務内容の説明を直接行うことで、就業内容をより理解していただくことができ、就業後のミスマッチを減少させるなど、職場への定着率の向上を図ります。また、関係機関による個別相談も実施し、求職者の支援を行ってまいります。

②、豊かな自然の保全、継承。

ごみの減量化・リサイクルの推進。新年度からいよいよ新クリーンセンターが稼働いたします。それに伴い、ごみの減量化・リサイクルの推進の目標であります10年後のごみ総量20%削減達成に向けて、新たに実施する容器包装プラスチックの分別や、雑紙のリサイクル、そして、生ごみの水切りによる減量を推進するとともに、事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しまして、適正な処理による排出抑制について監督指導を強化してまいります。また、家庭から排出される生ごみを堆肥化するおひさま堆肥事業を、NPO法人と協働して拡充を目指すとともに、生ごみ処理機購入助成制度、及び再生資源集団回収助成制度につきましても引き続き実施してまいります。なお、新年度から変更いたしますごみの収集日等につきましては、ごみカレンダー、ごみガイドブックを事前に各戸に配布し、市民の皆様への周知を徹底してまいります。

剪定枝等破砕堆肥化施設建設事業。新クリーンセンターの稼働後、新庄クリーンセンターを解体し、その跡地に今まで焼却していた剪定枝、農業残渣等を堆肥化する剪定枝等破砕堆肥化施設を建設し、ごみの減量化を一層目指します。

美しいまちづくりの推進。生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放団体等による貼り紙等の違反広告物除去活動を推進いたします。また、市内一斉清掃等を実施するとともに、各地域の環境委員のご協力により、不法投棄の監視体制の強化を図ってまいります。

森林環境税事業、木育推進事業。平成18年度から施行されております森林環境税事業による施業放置林解消活動推進事業を実施し、森林の保全に引き続き努めてまいります。次に、緊急対策事業といたしまして、ナラ枯れ被害防止のための伐倒駆除を行い、ナラ枯れの拡大防止に取り組んでまいります。また、吉野町と相互連携協定を結んで実施いたします木育推進事業につきましても、乳幼児期から木にかかわることにより、豊かな感性を持つ人材の育成につながるよう努めてまいります。

地球温暖化対策の推進及びクリーンエネルギーの活用。新年度は、地球温暖化防止対策実行計画を見直し、新たな計画を策定いたします。これにより、日常の事務及び事業活動において発生する温室効果ガスを把握し、ガス発生を抑制する活動を実施することで地球温暖化の抑制に努めてまいります。今後も市民の皆様、事業者の皆様に対し、更なる温暖化防止活動の普及拡大を図ってまいります。また、地域新エネルギービジョンにつきましても、平成26年度から実施しております新エネルギー等システム設置補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置に対して、引き続き補助を行ってまいります。

### ③、歴史文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護、活用。市内に残されている貴重な歴史文化遺産を守り、後世に伝えるため、文化財保存事業や遺跡発掘調査などを国や県とともにやり、大切な文化財の保全を図ってまいります。主な事業といたしましては、市内各所の国宝、重要文化財などの指定文化財保存、修理等に対する事業助成や、史跡地の緑化環境保全、遺跡の発掘調査などでございます。歴史博物館では、春季企画展として、「石光山古墳群と忍海」を開催いたします。忍

海区の南側には古墳が集中した丘陵地があり、石光山古墳群と呼ばれております。この古墳群は、古墳時代に発展を見る忍海地域の様子を明らかにする上で、重要な位置を占めるものと考えております。当企画展では、古墳群の発掘調査の成果を紹介し、黎明期の忍海地域の様子に迫ってまいります。また、秋季には、「大和の陣屋・陣屋町と寺内町」と題し、陣屋町と寺内町にスポットを当てた特別展を開催する予定でございます。本特別展では、近世寺内町と豊臣大名系武家権力についての考察を行い、大和国における陣屋や寺内町に関する歴史資料を一堂に集め、展示品を通じて双方の実態を市民の皆様に紹介してまいります。

すむなら葛城市住宅取得事業補助金交付事業。日本国内の多くの自治体において、人口減少、急速な高齢化が進む中、本市ではわずかながらでも人口が増加しております。この状況を維持していくためには、継続したシティセールスや移住及び定住関係事業を総合的な施策とともに実施する必要があると考えております。すむなら葛城市住宅取得事業補助金交付事業を引き続き実施し、本市のすぐれたところを市外に広報してまいります。

## 2、壮健、学習。心と身体が健やかに育まれるまち。

①誰もが生涯健康で過ごせるまちづくり。ピロリ菌検査、特定健康診査、がん検診。新年度から、新たに胃がんの原因と言われておりますピロリ菌の検査を、19歳から69歳までの希望者を対象に、集団検診により実施してまいります。また、生活習慣病が原因となる死亡ががんの死亡を除く死亡者全体の3分の1と言われており、その予防のため、集団特定健康診査をがん検診と並行して実施しておりますが、新年度は前期、後期の実施期間を延長して受診率の向上を目指すとともに、生活習慣病の発症リスクが高い方に対しましては、健康教育、健康相談等の支援を行ってまいります。さらに、がん検診対象者への勧奨、再勧奨を積極的に実施し、受診者の増加を目指し、がんで亡くなることの予防につなげてまいります。

食育、食に対する安心感の向上と推進。保育所におきましては、乳幼児期が食を営む力の基礎を培い、それを更に発展させ、生きる力につなげるための重要な時期であることから、発育、発達段階に応じた豊かな食の体験が積み重ねられるよう、引き続き取り組んでまいります。また、一人一人の発達段階に合わせた離乳食、症状に合わせたアレルギー除去食を提供することができるよう、保護者とも共通理解を図りながら進めてまいります。加えて、給食を通して望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成など、発達段階に応じた食育の推進を図るとともに、菜園、クッキング活動等の体験を通じて食育を一層推進してまいります。また、保護者に対しましても、食の大切さ、簡単レシピの情報提供など、食育だよりを通して食への関心を深めてまいります。

生活支援体制整備事業。市内に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置し、互助を基本とした高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的として、高齢者の社会参加や生活支援サービスの充実、介護予防の推進などを図ってまいります。

乳幼児等医療費助成。子育て家庭への経済的支援の一環といたしましては、次代を担う子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図るため、出生から中学校卒業までの子どもの全ての保険診療につきまして、医療費助成を実施しております。あわせて、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭への医療費助成を引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療制度。国民健康保険につきましては、国民皆保険の中核として市民の皆様の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や医療費の増加、保険税収入の減少などにより、厳しい財税運営が続いております。このような状況のもと、国におきましては、持続可能な国民健康保険制度を構築するための公費負担を拡充し、平成30年度からの県単位化におきましては県が財政運営の責任主体となるなど、国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き資格管理や保険給付、保険税の決定、賦課徴収、保健事業などの事業を担うこととされております。また現在、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図ることを目的として、特定健康診査、特定保健指導に取り組んでおります。新年度も、第2期実施計画、データヘルス計画に基づき、受診勧奨、節目年齢対象者への無料クーポン券交付などの保健事業を引き続き実施し、受診率の向上に努め、市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守るとともに、医療費の適正化を図り、国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。また、後期高齢者医療制度につきましては、保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、制度の定着を目的としたさまざまな改善策が実施されてまいりました。本市におきましても、この制度の被保険者である高齢者の方々に安心して医療を受けていただくために、現行制度の安定的な運営が図れるよう広域連合と連携を深め、被保険者の立場に立って取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興。平成27年度から準備を進めてまいりました、仮称、葛城市総合型地域スポーツクラブを設立し、幼児から高齢者まで、いつでもどこでも誰もがいつまでもスポーツ、文化に親しむことができる、生涯学習社会の実現を目指してまいります。そして、これらの健康づくりに向けた取り組みにより、健康寿命の長寿化を目指したまちづくりを推進してまいります。また、トップアスリートを招いてスポーツの育成指導教室の開催により、小中学生等のスポーツ競技能力の向上及び普及、啓蒙を行ってまいります。

## ②教育、学習による未来の市民づくり。

こども・若者サポートセンター事業。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、ひきこもりなど、社会的に困難を有する子ども、若者を支援するため、ワンストップ総合相談窓口と切れ目のない支援及び情報の一元管理を行ってまいります。また、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども若者総合相談を中心に、子育て世代包括支援センター、家庭相談室、教育相談室などの機能を持たせ、事業を進めてまいります。あわせて、葛城市子ども・若者支援地域協議会において、教育、福祉、保健、医療、労働等の部局が連携して支援する仕組みを構築し、包括的な支援を行ってまいります。

新庄地区3幼稚園による3歳児保育の実施。3歳児保育につきましては、これまで當麻地区の磐城小学校附属幼稚園と當麻小学校附属幼稚園の2園で実施してまいりました。新年度からは、市民の皆様のご要望にお応えするとともに、就学前の幼稚園教育の充実を図るため、新庄地区の新庄小学校附属幼稚園、忍海小学校附属幼稚園、新庄北小学校附属幼稚園の3園につきましても3歳児保育を実施してまいります。

地域で支える子育て。教育、保育、地域の子育て支援の充実を図り、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する環境整備を目的とした葛城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、

各種施策を実施してまいります。保育所につきましては、公立保育所と私立保育園との連携を図り、一時預かり事業など、保護者のニーズに合った保育サービス、また、保育の質の向上を目指し、保育士の研修を引き続き実施してまいります。病児保育事業につきましては、引き続き大和高田市と利用協定を締結して実施してまいります。学童保育事業につきましては、異年齢の子ども同士の日常生活や行事への参加などを通して、お互いに刺激し、影響し合う中での成長発達を大切にしております。また、シルバー人材センターの高齢者の方々を学童保育支援補助員として派遣していただき、世代間交流を図りながら、伝承遊びやわらべ歌を教えていただくなど、新鮮で豊かな学びや遊びが生まれましたので、引き続き実施してまいります。あわせて、子どもたちが放課後、安心して過ごせる居場所として、指導員が研修で得た知識を十分に生かしつつ、子どもの健全な育成に努め、より充実した学童保育を実施してまいります。

次に、子育て支援センター事業につきましては、つどいの広場、おでかけ広場を継続して運営し、子育て中の親子が参加しやすい居場所をつくり、親子、子育て仲間との交流や、子育ての悩みを互いに相談できる場を提供してまいります。子育て支援の場では、子育て支援ボランティア、ファミリーサポート援助会員や地域にお住いの子育ての先輩方に子育てに関するご支援をいただきながら、子どもを地域ぐるみで育てていけるよう啓発してまいります。また、初めて子どもを産み育てる母親が、子育て仲間と交流しながら育児不安を軽減することを目的としたBPプログラム、ベビープログラムに参加することにより、子育ての孤立、虐待防止につなげてまいりたいと考えております。さらに、子育て中の親子のきずなを深め、地域で安心して子育てができることを目的とする地域での居場所づくり、子育てサロン助成事業を行う社会福祉協議会に対し、引き続き支援をしてまいります。

乳幼児健診等。従来から保育所・園において実施しておりましたフッ化物洗口を、新年度からは市内全ての保育所・園、公立幼稚園（年齢制限あり）まで拡大し、幼児の虫歯予防を一層推進してまいります。また、出産前の両親教室、妊婦健康診査、出産前後の助産師、保健師、管理栄養士による個別訪問事業、乳幼児期の定期健康診査、各種教室など、切れ目のない健診と支援により、安心できる子育てのサポートを実施してまいります。

学校・地域パートナーシップ事業。学校教育の充実と地域、家庭の教育力向上を図るため、市内各小・中学校に学校支援地域コーディネーターを配置するとともに、学校支援ボランティアの派遣などを行い、環境整備支援活動などを中心に、引き続き推進してまいります。

小学校空調設備設置工事。小・中学校、幼稚園、各所工事。児童の健康維持と、学習に集中できるための環境整備の一策といたしまして、平成28年度の中学校に続き、新年度は市内全ての小学校の普通教室及び特別教室に空調設備を設置いたします。そのほか、子どもたちが安心、快適な環境のもとで学習活動できるよう、学校、幼稚園施設の整備充実を年次計画的に進めてまいります。

ブックスタート。4カ月児健診時にブックスタートを実施し、赤ちゃんと保護者が絵本を楽しみながらかけがえのないひとときをともに過ごし、親子のコミュニケーションを豊かに育めるよう、引き続き絵本でふれあう子育てを支援してまいります。

JFAこころのプロジェクト。JFAこころのプロジェクトは、日本サッカー協会がサッカー界だけではなく、ほかのスポーツのトップアスリートとの交流を通して、子どもたちの心身の健全な発達に貢献していくプロジェクトです。「DREAM、夢があるから強くなる」をスローガンに掲げ、夢の教室をテーマに、各小学校の5年生を対象に実施されています。本市では、引き続き市内小学校の5年生を対象に、夢を持つこと、それに向かって努力することの大切さ、仲間と協力することや助け合うことの重要性などを、夢の教室を通して伝えてまいります。

学校給食事業。給食の材料費購入助成を引き続き行いながら、調理や献立に工夫を凝らし、安全でバランスのとれた、栄養豊かで魅力ある給食を提供してまいります。また、収穫後すぐに届けられる地元の新鮮な野菜等を積極的に取り入れ、地産地消と郷土料理の提供を推進してまいります。さらに、食の安全・安心はもとより、おいしく、できるだけ多くの子どもたちが食べることができるよう、アレルギーにも対応した給食の提供に努めてまいります。

③生涯学習による豊かな心の涵養。伝統文化に係る授業の展開。地域の特色を発見する学習。市内小・中学校の児童生徒が、調べ学習を通して地域の歴史、伝統行事等について学びを深めるとともに、主体的、対話的で深い学びの一環として、地域学習を年間カリキュラムの中に組み込み、葛城市に対する誇りと愛情を育ててまいります。

中央公民館、當麻文化会館における教室、講座及び移動講座の開催。中央公民館、當麻文化会館におきましては、教育、学術、文化向上のため、教室、講座を開催し、市民の皆様の学習活動を支援するとともに、仲間づくりなど交流の機会を提供してまいります。あわせて、市民の皆様が多様な学びを通じて交流を深め、活動の輪を広げていただけるよう、身近な地域分館等において移動講座を開催いたします。また、学習拠点である中央公民館では、利用者が安全・安心かつ快適に学べるよう、消防設備及び空調設備の改修工事を行ってまいります。

図書館における各種講座及び葛城歌壇短歌大会。図書館では、一般書、児童書及び資料や情報の収集・提供に努めてまいります。また、市民の皆様がみずからの生き方を豊かなものにするため、生涯を通じて学ぶ機会となるさまざまな講座を開催するとともに、短歌のふるさとである本市で実施しております葛城歌壇短歌大会の取り組みを通じて、市民の皆様の文化や教養、知識の習得と向上に努めてまいります。

生涯学習、まちづくり推進大会。生涯を自分らしく心豊かに過ごすため、郷土の歴史や生活様式を受け継ぎながら、地域ぐるみで新しい時代に即した文化を創造していく活動の発表や、思いを同じくする人々の交流の場として、引き続き生涯学習まちづくり推進大会を開催します。

アートフェア事業。平成27年度から開催しております葛城発信アートフェアですが、平成28年度に第2回の開催をいたしましたところ、第1回目と同様に、市内外の多くの方々から芸術作品をご出展いただきました。それらの作品は、アートフェアの開催に多大のご協力をいただいた當麻寺や周辺の民家、民間ギャラリーを初め、ゆうあいステーションや相撲館において展示をさせていただき、多くの方々のご来場を得て、大盛況のうちに幕を閉じました。

今後も開催内容を模索しながら、市民の皆様に永く愛されるアートフェアを目指してまいります。また、新年度は奈良県が都道府県において毎年持ち回りで開催しております国民文化祭の開催地となっております。この国民文化祭の市町村連携事業といたしまして、本市におきましても葛城発信アートフェアを引き続き開催させていただくとともに、相撲甚句の集い、葛城場所を開催いたします。

文化会館によるイベント、演劇フェスティバル。當麻文化会館では映画鑑賞会、夕涼みコンサート、クリスマスコンサート並びに市民劇団くすのきの定期公演を企画しております。新庄文化会館では、ジャズコンサート、お笑い公演、コンサートの3公演並びにオペレータークラブ共催のJポップと市民劇団風塾の定期公演を企画しております。また、新年度には国民文化祭が奈良県で開催されることに伴い、市内で演劇活動をされている団体などのご協力を願い、1つの題材を定め、各団体の特色を生かした作品を11月に當麻文化会館で発表していただきます。舞台の裏方を体験された市民の皆様もご参加していただき、劇団同士や裏方体験者との交流を通じて、演劇部門での文化力向上を目指してまいります。

差別のない社会づくり。本市では、毎月第2、第3、第4木曜日に人権相談所を開設しております。毎月11日を人権を確かめあう日と定め、人権侵害を許さない社会的雰囲気醸成及び部落差別を初めとするあらゆる差別の撤廃に向け、より確かな人権意識の高揚を図る、「毎月11日は人権を確かめあう日」記念集会を開催いたします。また、奈良県では7月を差別をなくす強調月間として集中的に啓発活動を推進しており、本市におきましても、市民の皆様を対象に、差別をなくす市民集会を開催してまいります。さらに、各地域において暮らしの中の不合理、矛盾、疑問を出し合い、みんなで力を合わせて差別のない明るいまちづくりを推進するため、人権教育地区別懇談会を2年間で市内全ての大字で開催するとともに、市民の皆様が日々の暮らしの中で人権を見つめる目を培っていく場として、人権教育講座を4講座、開催してまいります。

### 3、活力、安全、にぎわいあふれる安心なまち。

#### ①住みよいまちを支える社会基盤の実現。

ぐるっとかつらぎコミュニティバス事業。平成28年11月3日にオープンいたしました道の駅かつらぎへの乗り入れのため、コミュニティバスの改編を実施し、当初の計画どおり、バス網が形成されました。今後は、市民の皆様のご意見、ご要望並びに利用状況等を分析し、より便利で効率のよい公共交通を推進し、コミュニティバスを利用することにより、高齢者ドライバーが安心して免許証の返納ができる社会を目指してまいります。これと並行して、利用促進につきましてもより一層努めてまいります。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業。尺土駅前周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者を初め、市民皆様の円滑な移動と安全の確保のため、平成31年度の事業完了を目指し、引き続き事業を推進してまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましては、JR大和新庄駅北側の架道橋拡幅工事を進めることで、市民の皆様様の円滑で安全な移動の確保を目指します。また、JR和歌山線以

東の道路拡幅につきましても、引き続き事業を進めることで早期の事業完了を目指してまいります。

社会資本道路改良交付金事業。市道葛城川東側線は、県道樫原新庄線と市道忍海・柳原本線を結び、本市の工業地域における人や物の流れを支えるために必要な路線であり、葛城川以東の地区の皆様の広域避難所となっておりますコミュニティセンターへの避難ルートにもなっていることから、当該区間の道路拡幅や歩道設置を優先しつつ、順次整備を進めてまいります。

地域連携推進事業、新設改良・道路維持。平成26年5月の道路法改正による道路橋、横断歩道橋等の定期点検義務化に伴い、平成27年度から橋りょう定期点検事業を進めております。この点検事業を初め、新設改良事業、道路維持を適切に実施することにより、市内の道路インフラを良好な状態に常時保つことで、市民の皆様の安全確保を図ってまいります。

上下水道事業。水道事業につきましては、新年度も原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道から90万トンの受水を行い、水質の安全対策を万全としながら、安定供給を確保してまいります。また、各浄水場の設備更新を引き続き行うとともに、管路の老朽化による漏水、にごり水対策として、耐震管への布設替えを計画的に進め、安定した水道事業の運営に努めてまいります。下水道事業につきましては、一部地区の管渠布設工事を引き続き実施するとともに、平成27年度から適用範囲を拡大して実施しております水洗便所改造助成金の活用等による水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上に努めてまいります。また、下水道施設全体の点検、調査、修繕、改築を一体的に捉えて、計画的かつ効率的に管理し、持続可能な下水道事業の実現を図るため、新年度に既存の建築物を有効に活用し、長寿命化を図るストックマネジメント計画を策定いたします。

## ②産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策。農業施策につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランや、平成26年に策定されました農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいて、日本型直接支払制度として農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域7カ大字では、葛城山麓地域協議会として農村資源を活用した地域づくり事業に取り組んでいただいております。地域農業のあり方の検討を進め、地域営農の活性化と地域間相互の豊かで潤いのある生活設計を目指しております。本市といたしましても、相互協力しながら新しい農業の地域ブランドの構築に向け、取り組んでまいります。

土地改良事業につきましては、農地有効活用促進事業やため池耐震性調査、改修計画策定、頭首工整備計画策定を行う農村地域防災減災事業を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

ゆめフェスタ in 葛城。ゆめフェスタ in 葛城につきましては、市民の皆様に交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業を初め、そこに健康づくりも一体化させることにより、より魅力のある元気なまちづくりの推進を目的として、引き続き実施してまいります。

企業誘致。企業誘致につきましては、工業系ゾーンとして設定されている薑、新村、新町

地区を、今後は県との連携を更に深めながら、優良企業等の誘致、受け入れを優先的に行い、ほかの地区につきましても、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら積極的に推進してまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金。商工業の振興につきましては、持続的な経済成長のための経済財政対策が推進されておりますものの、市内企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施し、商工業の振興を図り、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行います。また、保証協会や金融機関から情報収集を行い、更なる利用者の拡大が図れるよう検討してまいります。加えて、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携も密にしながら商工業者を支援してまいります。

相撲館事業。インバウンド政策として、ほかの観光地と差別化を図ることを目指して、相撲発祥の地、葛城市として、ほかにはないオリジナルなおもてなしで誘客に努め、国内はもとより、海外にもその文化遺産を積極的に発信してまいります。また、相撲部屋の合宿誘致や展示資料の企画展等を行い、来館者の増加を引き続き目指してまいります。

観光関連。観光行政は、市単独で事業を行うより近隣地域と連携し、広域的に取り組むことで効果が大きくなります。大阪府、奈良県を含む竹内街道・横大路沿線自治体で構成する竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会とともに、1400年にわたる悠久の歴史を伝える日本最古の官道、竹内街道・横大路の日本遺産登録の推進に努め、周辺の活性化、歴史空間の保全・創造を目標に、葛城市の魅力をもっと発信してまいります。また、近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会や、和歌山県を含むダイヤモンドトレール活性化実行委員会の関係市町村とともに、地域の活性化、PR活動を行います。

市内徒歩周遊ルート確立に向けた調査検討。市内には、里山の自然や田園、歴史が織りなす良好な景観、古くから受け継がれる豊かな歴史遺産や史跡が数多く存在いたします。これらを市民の皆様はもとより、本市を訪れる人々に歩いて楽しんでもいただける徒歩周遊ルートの確立に向け、ルート設定や安全確保などの調査検討を進めてまいります。

### ③安心・安全な生活環境の整備。

自主防災組織等の強化。地域防災力の充実強化のため、平常時からの災害に対処できる組織として、消防団の育成を行うとともに、自然災害や火災等に際しての地域防災のリーダーとして活動いただく防災士に対する支援を引き続き行ってまいります。また、市民の皆様による自主防災活動を支援するため、防災活動の援助、地域防災訓練につきましても引き続き実施いたします。なお、災害発生時には、自主防災組織、消防団、奈良県広域消防組合、災害対策本部が一体となって、被害の軽減に努めます。

災害・火災等、発生に対する備え。南海トラフ地震の発生が想定される中で、過去の災害での教訓を生かして、市民の皆様の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画を策定いたします。また、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す既存木造住宅耐震診断助成事業や、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業を引き続き実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指してまいります。防災体制の強化といたしま

しては、防災行政無線のデジタル化を進めるため、戸別受信機の配置を行うとともに、火災発生時に迅速な消火、救助活動ができるよう、消火栓の設置につきましても各大字と協議しながら計画的に取り組んでまいります。

街灯等設置事業。各大字内の通学路、交通事故多発地点、防犯上、特に必要な箇所につきましても、個々の緊急性を勘案し、計画的に大字間の街灯の設置を順次行うとともに、各大字における街灯設置工事に対して補助を行ってまいります。

児童の登下校等に伴う安全の確保。児童の登下校等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交通安全協議会等の皆様による交通安全意識の普及、啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故の多発地点等の危険な箇所につきましても、啓発看板の設置や交通指導員による定期的な巡回を行い、道路の安全・安心の基盤整備を推進してまいります。

防犯カメラシステム設置事業。犯罪の発生を抑止するとともに、発生後の迅速な対応を可能にするため、交通事故件数や犯罪発生数等が多い箇所を中心に、警察等関係機関、各種団体と協議をしつつ、防犯カメラの設置、運用を行ってまいります。

消費生活相談事業。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑、多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口につきましては引き続き御所市との間で広域連携を実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進することにより、消費者の自主解決力の強化を図り、消費者の安全・安心を確保できるよう継続的に取り組んでまいります。

#### 4. その他。

市政検討委員会の設置。今後10年間の市政の道標として方向性が示された第2次総合計画が新年度から始まります。また、葛城市総合戦略につきましても、直近5年の事業展開について方向性が示されました。その他各分野においてさまざまな計画が策定されている中、着実に市政運営を進めていくことが重要となってまいります。そこで、第三者による市政検討委員会を設置し、市政全般について分析、検証、精査をしていただき、現状を把握した上で今後の市政運営の参考としてまいります。

公共施設マネジメントの更なる推進。公共施設等、管理につきましては、平成28年3月に策定いたしました公共施設マネジメント基本計画に基づき、今後の行政サービスのあり方を踏まえた上で、施設改修等の費用面において、一定時期に集中する財政負担の平準化を図るべく、規模の最適化や機能の複合化等の検討を行っていく必要があると考えております。施設の重要度や評価結果、分野横断的な観点から保全に取り組むべき施設の優先度等を設定し、喫緊に対策を講じる必要がある施設を明らかにするために、新年度は公共施設短期保全計画の策定に取り組んでまいります。

マイナンバーカードの普及展開、活用。市民サービスの向上に向けて、平成25年7月から、寺口ふれあい集会所、ゆうあいステーション、忍海集会所等で市民サービスコーナーを順次開設し、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行サービスを提供してまいりましたが、平成28年度をもって終了とさせていただきます。平成27年10月にマイナンバー制度が始まり、本市

では平成28年10月からマイナンバーカードを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付を開始いたしました。このことにより、いつでもどこでも簡単に、申請書に記載することなく、コンビニのマルチコピー機の簡単操作のみで住民票の写し等を取得することができます。今後、この行政サービスにより市民の皆様の利便性を向上させ、かつ、行政のコストを削減するためにマイナンバーカードを積極的に活用していただけるよう取り組んでまいります。

議会議場等音響映像システム整備事業。新庄庁舎本会議場及び第一委員会室の老朽化した音響設備機器の更新を行うとともに、市民の皆様への情報公開を推進するため、本会議における議案審議や一般質問の状況及び委員会の審査状況につきまして、議会を傍聴することができない市民の皆様等に対しまして、インターネット中継による映像配信をご利用いただけるよう整備いたします。

地方創生に係る諸事業。平成28年3月に策定いたしました今後5年間の葛城市総合戦略に基づき、これまでの各種事業の成果、検証を行い、今後も地方創生の各交付金を利用しながら、一過性の事業ではなく、費用対効果の高い事業を進めてまいります。

以上、市政運営に対します私の所信並びに新年度における主要な施策を中心に、その概要をご説明申し上げます。厳しい財政状況ではございますが、市民第一の市政の実現に向け、私を初め、職員全員が一丸となって行財政改革に取り組んでまいります。

最後に、議員の皆様を初め、市民の皆様のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願い申し上げます、新年度の施政方針とさせていただきます。

**西井議長** 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時30分

**西井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第4号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

**中井事務局長** それでは、議長の命により、議案を朗読いたします。

議第4号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市當麻●●●

氏名 奥田善啓

昭和●年●月●日生

平成29年3月3日提出

葛城市長 阿古和彦

以上でございます。

**西井議長** 本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第4号、葛城市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、前委員が平成28年12月9日付をもって退任されましたので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

つきましては、人格、見識ともにすぐれておられる奥田善啓氏を最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第5、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

松山副市長。

**松山副市長** ただいま議題となりました報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、土地開発公社の平成29年度の予算書によりまして、ご説明を申し上げます。

まず初めに、1ページでございます。

第1条、平成29年度葛城市土地開発公社の予算は次に定めるところでございます。第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が2,245万7,000円、収益的支出は2,217万6,000円でございます。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出の予算額でございます。資本的収入が6,325万

円、資本的支出が8,207万6,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の1,882万6,000円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとなっております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めてございます。

次に、予算の内容でございます。2枚おめくりをいただきまして、4ページでございます。

まず、取得事業明細でございますが、公有用地の取得事業といたしまして5,000万円を枠的に計上いたしておりまして、取得事業費の合計が5,000万円でございます。

次に、売却事業明細でございますが、尺土駅前周辺事業用地といたしまして、売却原価が土地3筆、308.5平方メートルでございます。2,207万6,000円。売却収益といたしまして2,229万7,000円でございます。売却事業合計額は同額でございます。

次に、5ページをごらんください。

資金計画でございます。まず、受け入れ資金でございますが、前期繰越金が1億1,873万2,000円、公有地取得事業収益が2,229万7,000円、事業外収益が16万円、借入金が6,325万円、合計2億443万9,000円でございます。支払い資金でございますが、公有地取得事業費が6,000万円、一般管理費が10万円、借入金償還金が2,207万6,000円、翌年度繰越金が1億2,226万3,000円、合計2億443万9,000円でございます。

次、おめくりをいただきまして、6ページでございます。ここからは附属資料となっております。

平成30年3月31日までの予定の損益計算書でございます。一番上、1番目の事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が2,229万7,000円。

2番目の事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が2,207万6,000円。差引事業総収益といたしまして22万1,000円でございます。

3番目の一般管理費といたしまして10万円。事業損失として10万円でございます。

4番目の事業外収益といたしまして、受取利息が1万円、雑収益が15万円、事業外収益合計が16万円でございます。

事業総収益22万1,000円に事業外収益16万円を加え、事業損失10万円を差し引きいたしまして、経常利益といたしまして28万1,000円、当期純利益といたしまして同額の28万1,000円でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、8ページでございます。

収益的収入及び支出の予算の説明でございます。まず初めに、収入の部でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、公有用地売却収益が2,229万7,000円、事業外収益の受け取り利息といたしまして1万円、雑収益といたしまして15万円、収入合計で2,245万7,000円でございます。

次に、下の方、9ページでございますが、支出の部でございます。事業原価といたしまして、公有用地売却原価が2,207万6,000円、一般管理費の経費といたしまして、需用費が5万円、負担金が2万円、公租公課が3万円、経費の合計が10万円、支出合計が2,217万6,000円でございます。

おめくりをいただきまして、10ページでございます。

資本的収入及び支出予算の説明書であります。収入の部といたしまして、借入金で6,325万円でございます。

次に、下段、11ページの支出の部といたしまして、公有地取得事業費が6,000万円、借入金の償還額が2,207万6,000円で、支出合計が8,207万6,000円でございます。

以上でご報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承お願いいたします。

次に、日程第6、議第5号、相互救済事業の委託についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第5号、相互救済事業の委託につきまして、提案理由を申し上げます。

本市における建物災害共済及び自動車損害共済等につきましては、旧町から一般財団法人全国自治協会に委託しておりましたが、平成の大合併の終息からおよそ10年が経過したこと、また、法人制度改革により事業運営形態の変更がなされたこと等を勘案し、本年3月末日をもって、合併団体における建物災害共済分担金基率の特例が廃止される旨の報告を受けたところでございます。

これによりまして、引き続いて同協会への委託となりますと、分担金が大幅に増加となるため、補償内容や補償金額等について、従来と大きな差異のない公益社団法人全国市有物件災害共済会を新たな委託先といたしたく、地方自治法第263条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第5号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

次に、日程第7、議第6号から日程第12、議第11号までの条例の一部改正6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第6号から第11号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第6号、葛城市個人情報保護条例等の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が本年5月30日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、条例の規定により、独自に個人番号を利用する場合において、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする改正でございます。施行日は本年5月30日及び公布の日からでございます。

次に、議第7号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に交付されたことに伴い、介護を行う職員が時間外勤務の制限を請求することができる規定を設けるものでございます。また、児童福祉法の改正が本年4月1日に施行されることに伴う文言整理を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、さきに説明申し上げました、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同様の法律改正によるもので、育児休業等の対象となる子の範囲が、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等に拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものです。また、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和、介護時間の新設など、仕事と育児、仕事と介護の両立支援制度の見直しを行うものです。施行日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の改正に伴い、個人の市民税と軽自動車税について所要の改正を行うものでございます。まず、個人の市民税に係る改正といたしましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の追加を平成30年1月1日から、住宅ローン控除制度の適用期間の延長を公布の日から施行するものでございます。また、軽自動車税に係る改正といたしましては、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の改正を本年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第10号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成28年6月3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、本条例で規定されております情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改正されたことによるものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

最後に、議第11号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、さきにご説明申し上げました、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同様に、法律改正等に伴うものでございます。主な改正内容につきましては、給与の減額対象となる部分休業の養育する子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を含めるとともに、新たに介護時

間を対象とするものでございます。施行日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第6号、議第7号、議第8号及び議第9号の4議案については総務建設常任委員会に、議第10号及び議第11号の2議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第13、議第12号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第12号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年4月1日から、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町が奈良広域水質検査センター組合に加入することに伴い、同組合を組織する市町村の数が増えるため、同組合の規約について所要の変更を行うものでございます。施行日は本年4月1日でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号の議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第13号、工事請負契約の締結について（新庄クリーンセンター解体工事）を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第13号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し

上げます。

本件につきましては、本年4月からの新クリーンセンターの稼働に伴い、現在稼働しております新庄クリーンセンターを閉鎖し、解体する請負契約の締結についてでございます。工事の概要につきましては、敷地面積が約6,000平方メートルで、解体する主な施設は、煙突を含む焼却炉棟及び管理棟等でございます。工事の発注につきましては、本年2月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、村本建設株式会社奈良本店が落札しましたので、契約金額2億9,208万6,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第13号議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託し審査願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

**西井議長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、日程第15、議第14号から日程第19、議第18号までの平成28年度各会計補正予算5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第14号から議第18号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,433万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億824万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、または国の第2次補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金事業、農地耕作条件改善事業及び小学校空調機器設置事業の追加、そのほか、事業費の確定に伴う国・県支出金等の額の調整等を行うものでございます。第2条では、繰越明許費といたしまして、総務費では地方創生拠点整備交付金事業を含む4事業、民生費では臨時福祉給付金事業、衛生費では地域循環型社会形成推進事業、農林商工費では農畜産物処理加工施設トイレ改修事業を含む4事業、土木費では尺土駅前周辺整備事業を含む9事業、消防費では地域防災計画見直し業務、教育費では小学校空調機器設置事業の合わせて21事業をお願いするものでございます。

また、第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第15号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,621万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,017万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、一般被保険者高額療養費、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の追加でございます。

次に、議第16号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,330万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、保険給付費の追加でございます。

次に、議第17号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,520万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,563万円とするものでございます。補正内容につきましては、歳出では今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額となっており、歳入ではそれに伴います一般会計の繰入金、下水道事業債の減額及び下水道使用水量の減に伴います使用料の減額で、また、国の第2次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の追加でございます。

第2条では繰越明許費といたしまして、公共下水道事業の追加をお願いするものでございます。

また、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

最後に、議第18号、平成28年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ430万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,080万円とするものでございます。補正内容につきましては、食材費の高騰による給食材料費の追加と、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議員** ただいま、市長の方からご提案がございました。上程を伴いました関連予算の5議案の上程がございましたが、その中で、議第14号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について、提案理由の質疑というよりも、一般会計の補正予算の上程をするに当たり、我々議会が非常に、最大の権限である議会の表決権、いわゆる議決権を非常に侵す内容の提案が盛り込まれていると私は認識をいたしております。このような提案理由の質疑では、一般的にはその議題になっている事件に対して行われるものであって、議題になっている事件に対して疑問点をただすと、こういうふうになっております。ただし、自己の意見を述べることができないという、会議規則ではこういうふうにならざるを得ませんが、しかし、この

見解を述べないと質疑の内容がわからないものについてはその禁止ではないと、こういうふうになってございますから、少し踏み込んでお話をさせていただきたい、このように思います。

もともと、今回もそうでございますが、年度内の補正予算というのはさまざま、その予算編成時に予期ができなかったさまざまな制度の改正や事情の変更、また、公共事業費の配分決定等々による、こういうものでございまして、あくまでも一般会計も含めた年度内の補正予算というのはその年度内に執行するということが原則であり、また、今回のように、先ほど市長からもるるございましたが、建設事業やさまざま国・県の補助金、負担金、交付金、これが決定による、その財源が裏づけをされたという中で補正予算が組まれているということでございます。私はそのように認識をいたしております。

今回問題になってございますのは、去る平成28年度第3回定例会、いわゆる9月議会ですね。9月議会の一般会計補正予算（第3号）、この中で、今、私が申し上げましたようなことを、質疑をただし、委員会で付託をされ、その内容であるその関連事業費が全て未執行で減額補正をされている。これにつきましては、近畿自然歩道二上山観光駐車場整備事業2,170万円。これは、この平成28年度第3回定例会9月議会の補正予算案に組まれている事業でございます。これが未執行で半年もたったこの年度末補正で全額マイナス補正をされている。未執行であると。まして、その関連施設に伴う新たな事業が事業費として盛り込まれている。新たな事業については、今後ご議論をいただくとして、我々は9月議会で、私も含めて、ここにいる議員が全会一致で、まして当時、阿古市長は我々側の議会議員であり、今申し上げた一般会計補正のこの内容について、付託をされている総務建設常任委員会の委員もなされていた。そのときには一切、全会一致でこの補正予算は通しておられる。我々も議決をしたということでございます。

もう少しこの内容について踏み込んで申し上げますと、ある質問では、「これにつきましては自然環境整備事業ということで、近畿自然歩道二上山観光駐車場整備事業ということを行うものであり、予定しております場所、西側4筆、1,672平方メートルを考えているところでございます」。ちょっと要約して申し上げますけれども、こういう質疑がありました。また、「駐車台数については、約50台という形で考えさせていただいております」と、このような質疑に対する答弁がありました。また、財源の裏づけとして、「この自然環境整備事業については、国費45%を充当させていただく」、こういうような質問に対する質疑のお答えがありました。そして、私がこの9月21日、本会議の最終日、委員会報告で、このように私は発言させていただきました。「この2,170万円の増額の内容に対し、対象事業費の45%が補助される。自然環境整備事業補助金を活用した近畿自然歩道二上山観光駐車場整備事業として、駐車場の西北側の土地4筆、1,672平方メートルを購入し、約50台の駐車ができる観光駐車場を整備するための費用である。進入路については、山麓線からこの施設に直接侵入できるように、渋滞の緩和につながるかと考えている」と、こういうような答弁で、私はいわゆる委員長報告もさせていただきました。

議会が9月議会で補正予算で、年度内執行で、そしてまた、国の45%の補助がついて、そ

のような事業が今回マイナス補正をされている。だから、このマイナス補正に対して、今の同じ総務建設常任委員会の委員はどのような質疑をするんですか。どのような回答をするんですか。我々が決めたことを、半年たって、我々がその内容についてどのようなやっぱり質疑をせないかんのか。

こういう話になってくると、ちょっとやはり、先ほど来申し上げているように、この9月議会の内容がどのような形で今回のような形の補正予算に組み込まれているのかということが、全くこの本会議の上程をする以前に、話し合い等々ができていない。これは、先ほど私が申し上げました、議会のいわゆる最大の権限である表決権、議決権を侵す内容を含んでいるとしか思えない。そのことについて、私は質問というよりも休憩を願って、この内容についてもっと詳しく説明をまずしてからこの質疑に入るべきだと、このように私は思いたい。

議長にぜひ取り計らいをお願いいたしたいと思います。

**西井議長** 暫時休憩を行います。

休 憩 午後 1時43分

再 開 午後 2時25分

**西井議長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

朝岡議員。

**朝岡議員** 先ほど休憩前に質疑をさせていただきましたが、途中で休憩また打ち合わせ等がございましたので、改めて質問の要旨を述べさせていただきます、理事者、市長にご答弁を願いたい、このように思います。

先ほど上程いただきました補正予算5議案のうち、平成28年度の一般会計補正予算について、補正予算の内容の事業内容の中に、平成28年第3回定例会、9月議会の補正予算（第3号）の事業の、全会一致でその事業が議決をした、その内容について、全額いわゆる不用額として減額されているということに対して、やはり議会の議決権、表決権に対するご見解を求めておきたいと思います。

以上でございます。

**西井議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議会の議決権というものは理解しております。ただ、その中で、議会の議決があったもの全てがある一定の期間で変更を行うことが無理かといいますと、私は市長としての権限の中で、予算の執行権を持っておりますので、変更は可能やと理解しております。

今回の場合、特に9月議会以降等、市長選挙がございまして、前任者と私とで交代が起こった。まさに執行権者がかわったわけでございますから、当然その権限の中で変更するべきことは変更していく。それは正しいことやと思っております。

ただ、今回の件、具体的な例をおっしゃいましたので申し上げますと、その件につきましては、所管の委員会の中で審査することではありますが、実は、この事業については、内容が100%変わることにはなりますが、ある種、利便性を再検討した結果の変更であると認識しておりますので、本来でしたら事前に委員会、協議会で、お話の中で説明をちょっと配慮してすべきやったのかなという思いはあるんですけども、今回の予算の計上の仕方等について

は、法律上も私の持っている権限、議会の権限を決して私自身が侵しているとは認識はしておりません。配慮にはちょっと欠けたのかなという気持ちはございます。以後、その点については気をつけていきたいと思っております。

以上でございます。

**西井議長** 朝岡議員。

**朝岡議員** 一定の、市長からご答弁をいただきました。

やはり、執行権者がかわったといえ、9月の定例会において、年度内執行ということで事業が計上されたということは事実でございます。この事業が、確かに市長選があつて、いわゆる執行権者がかわられて、より利便性の高い事業への変更だということについて、私はとやかくいうことはない。これは総務建設常任委員会でご議論をいただいたらいいと思いますが、ただ、やっぱり事前に、なぜ議会が議決をした整備事業が未執行のまま減額されるのかということに対して、やはり特定の場所で、一定の場所で、事前審査にならない程度の説明は今後も必要であろうと、このように思っていますので、今後そういう形でお取り計らいをいただくようお願いを申し上げて、この質疑を終わっておきたいと思えます。

以上でございます。

**西井議長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第14号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第14号の関係部分、議第15号、議第16号、議第17号及び議第18号の5議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第20、議第19号から日程第29、議第28号までの新年度予算10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第19号から議第28号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第19号、平成29年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は149億8,200万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと13億6,300万円、率にして8.3%の減となっております。

主な事業といたしましては、議場等音響映像システム整備事業、防災行政無線デジタル化整備事業、地方創生推進交付金事業、剪定枝等破碎堆肥化施設建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、国民文化祭事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が45.8%、普通建設事業費などの投資的経費が15.8%、物件費、繰出金などのその他が38.4%となっております。

歳入につきましては、市税は38億9,036万9,000円で、前年度比1.3%の増、地方交付税で

は40億4,400万円で、前年度比3.4%の減を見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして、9億3,628万2,000円を計上いたしております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務補償限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、防災行政無線管理事業ほか4事業の起債の限度額を19億4,800万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第20号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は46億4,100万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,000万円、率にして0.6%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億1,772万2,000円、共同事業拠出金で10億9,002万9,000円、後期高齢者支援金等で5億3,704万円、介護納付金で2億1,600万円、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業費として5,402万7,000円となっております。

これらの財源には、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を事業勘定、1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第21号、平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございます。保険事業勘定では予算の総額は26億6,250万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億7,700万円、率にして7.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で24億6,466万3,000円、地域支援事業費で1億5,797万3,000円となっております。これらの財源には、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,290万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと630万円、率にして21.6%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,770万9,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を保険事業勘定、7,000万円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第22号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございます。

が、予算の総額は15億7,100万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1,000万円、率にして0.6%の減となっております。

歳出といたしましては、維持管理費で3億4,755万4,000円、公共下水道事業費で1億6,617万8,000円、公債費で10億5,726万8,000円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を4億500万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、議第23号、平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億5,820万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと310万円、率にして0.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料9,577万5,000円、給食材料費で1億9,414万5,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第24号、平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は107万円でございます。前年度当初予算額と同額となっております。

歳出の主なものといたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で7万8,000円、一般会計繰出金で95万6,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金を見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第25号、平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,230万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと180万円、率にして8.8%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、緑化植栽等管理委託料で187万5,000円、イノシシ被害対策費で50万円、墓地返還に伴う償還金で329万4,000円、積立金で1,560万円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第26号、平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,770万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと70万円、率にして4.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で750万4,000円、介護認定審査会委員報酬

で438万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております、これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第27号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億8,300万円でございます、前年度当初予算額と比較いたしますと2,550万円、率にして7.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で3億7,939万5,000円となっております、財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第28号、平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成29年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万4,104戸、年間総配水量は456万6,000トンを予定しております。収益的収入は7億9,144万6,000円、収益的支出は6億6,752万2,000円でございます、支出の主なものといたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億6,590万9,000円、総係費で9,165万1,000円、減価償却費で2億1,330万円となっております。

次に、資本的収入は500万円、資本的支出は3億2,425万8,000円でございます、不足する3億1,925万8,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**西井議長** これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議第19号から議第28号までの10議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第19号から議第28号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後3時25分

**西井議長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任していただいておりますのでご報告いたします。

予算特別委員会委員長、朝岡佐一郎君、同じく副委員長、川村優子君。以上です。  
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時26分

再 開 午後3時45分

**西井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第13号議案を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、議第13号を議題といたします。

本議案は、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

3番、川村優子君。

**川村厚生文教常任委員長** 先ほど本会議において上程され、厚生文教常任委員会に付託されました議第13号、工事請負契約の締結について（新庄クリーンセンター解体工事）。本会議休憩中に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会の報告といたします。

**西井議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井議長** 討論がないので、討論を終結いたします。

これより追加日程第1、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程のとおり、7日、8日、24日、それぞれ午前10時から本会議を

開会いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、9日午前9時30分から総務建設常任委員会が、10日午前9時30分から厚生文教常任委員会が、また13日、14日は午後9時30分から、15日及び16日は午後1時からそれぞれ予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重に審議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時48分